

労働・傷病兵・社会省

海外労働管理局

No.856/QLLDNN-VP

帰国しなければならない労働者の確認及び

報告に関する件

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

ハノイ市、2020年5月8日

契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業 御中

Covid-19 は世界中に拡大し、世界各国の経済・社会活動に影響を及びしている。複数の国は、Covid-19 の拡大を基本的に抑制でき、段階的に隔離措置及びソーシャル・ディスタンス措置の適用を緩和し、経済の回復・発展に注力している。

Covid-19 の状況の変化に対応する措置を提案し、Covid-19 による影響を受ける企業・労働者に対する支援策を設けるために、海外労働管理局は、ベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業に対して、以下の事項を確認し、報告することを要求する。

1. 契約の期間が満了したが、期間を延長できなかった、又は、Covid-19 により企業・雇用先が生産を縮小し、若しくは破産した場合に解雇されたことを理由に2020年5月末までに帰国しなければならない労働者の一覧及びその数（報告書様式は本レターの附録を参照。留意事項：報告書のファイルは、Excel の形式で、企業の市場に基づき分けて作成するものである。）。
2. 企業が受ける Covid-19 により生じる損失（ある場合）。又は、企業及び労働者に対する支援方法、形式の提言。

2020年5月13日までに海外労働管理局に企業の報告書を送付することを要求される。また、当該報告書の Excel ファイルは hoanglinh.molisa@gmail.com 及び hangnt.dolab@gmail.com に送付することを要求される。

外国労働管理局は、日本へのベトナム人技能実習生の送出しを実施する企業が上記の事項を実施することを要求する。

受領先：

上記の通り

労働・傷病兵・社会問題省大臣（報告のため）

労働・傷病兵・社会問題省副大臣レ・バン・
タイン（報告のため）

海外労働管理センター（実施のため）

海外労働管理局局長（報告のため）

海外労働管理局局長代表

副局長

ダン・シ・ズン

海外労働管理局の指導者（協力のため）
海外におけるベトナム人労働者管理部門
海外労働管理局局に属する機関
海外労働管理局書類保管担当部門

附録

契約の期間が満了したが、期間を延長できなかった、又は、Covid-19により企業・雇用先が生産を縮小し、若しくは破産した場合に解雇されたことを理由に2020年5月末までに帰国しなければならない労働者一覧

番号	氏名	生年月日	旅券番号	出身地 (省、市)	出国日	労働契約 期間の満 了日	勤務してい る市場	送出企業	労働者の 健康状態	備考
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

備考:

- コラム (3)、(6) 及び (7) における日付は (dd/mm/yyyy) の形式で記載すること。
- 上記以外のカラムは、text 形式で、Times New Roman のフォントを使用すること。